

○ 委員長

続きまして、特別養護老人ホーム筑穂桜の園について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

この筑穂桜の園はくくりとしては施設名、高齢者福祉施設5施設あるんですけども、その中の一つとして特別養護老人ホーム筑穂桜の園があるわけですね。それで、これを見てみまして、大変驚いておるわけです。まず、高齢者福祉に――

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 15

再 開 15 : 30

委員会を再開いたします。

高齢者問題です。110ページから118ページの颯田まで、総括でお願いします。

○ 川上委員

高齢者福祉施設の5つのうち、桜の園、筑穂高齢者生活福祉センターの2施設について素案の文中に民間と競合する公的施設の改革について、平成12年5月26日閣議決定を踏まえてという文言があります。そこで、委員長、この閣議決定の内容の資料を要求したいと思います。取り計らいをお願いします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○ 行財政改革推進室主幹

提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については要求することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されておりますので、事務局に配布させます。

(資料配布)

○ 川上委員

前段の5行は事務次官通知ということになっているんですね。別紙というところが閣議決定の中身であります。この高齢者福祉5施設のうち2施設について、こういうことが書いてあるんですけども、この通知及び閣議決定についてどういう意味合いでこの素案の中で使っているのか説明を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

いま配布いたしました「民間と競合する公的施設の改革について」につきましては平成17年3月新行革指針というのが国の方から助言という形でございますが提出されております。そのなかでもこの民間と競合する公的施設の改革について、というものが入っておりますが、この中に書いておりますように、設置主体、ここで言います国、または特殊法人等が設置主体となる公的施設について、民間と競合する、民間企業も同じような施設があるような施設についてはこの下の方に1, 2, 3ということで書いておりますが、施設の新設、増築の禁止、既存施設の廃止、民営化、その他の合理化措置ということでその趣旨が書いてあります。高齢者福祉施設特別養護老人ホームにつきましても、本文中に記載いたしておりますが、民間にも同種の施設があると。また、老人福祉施設、例えば浴場の関係ですが、そういうものに関しましても、民間に同種の施設があるということで記載をいたしております。

○ 川上委員

実は、この閣議決定をふまえてという文言は、今扱おうとしている高齢者福祉施設の先の保健福祉総合センターの3施設、その他にもこういう閣議決定をふまえてというのがあるんですよ。それから次に、共通する問題ですが、高齢者福祉2施設、つまり穎田の高齢者、筑穂の老人の公設の入浴施設をどうするつもりなのかということについてお尋ねします。

○ 高齢者支援課長

まず穎田高齢者福祉センターにおきましては、平成22年度で用途を廃止し、書いておりますとおり地域コミュニティ団体等に貸与すると。筑穂老人福祉センターにつきましては建築年数が30年を経過しておりますので平成26年度末で用途を廃止しようとするものでございます。

○ 川上委員

5つのうち2つが浴場があるということなんだけれどもこれを廃止ということなんですね。それから、この5つについていろいろ計画が出されておるんですが、全体として財政縮減効果はどの程度を見込んでおるのかお尋ねします。

○ 高齢者支援課長

財政縮減効果といたしまして、施設すべて指定管理者制度を導入しておりますので、筑穂桜の園が年間約1億1,300万円、これは介護保険制度でございますので一般財源の負担はありません。残りの4施設合計で年間約2,600万円の削減が見込めます。

○ 川上委員

2,600万円ということですね。次に、実はこの5つの施設はすべて飯塚市社会福祉協議会が指定管理者になっています。現在社会福祉協議会とはどういう話し合いをしているのかお尋ねします。

○ 高齢者支援課長

社会福祉協議会とは定例的に業務に関する打合せ会を開催しております。この素案ができました段階で社協のほうにもお見せしておりますが、施設の移譲につきましてはスケジュールについてのお尋ねがありましたが、まだ素案の段階でありますので実施計画の策定後に双方協議していくということでお話をさせていただいております。

○ 川上委員

素案を出したけど協議は素案が決定になって体ということなんですね。そこで110ページの特別養護老人ホームについて何点かお尋ねします。見直しの方向としては平成26年度で用途を廃止して、指定管理者か民間利用者に移譲するということなんですね。その理由について、民間施設と競合するということなんですね。閣議決定をふまえてですから。そうするとこの桜の園、30床ですか、がどの民間施設と競合しているのか実態をどの施設とどのように競合しているのか実態を明らかにしてください。

○ 高齢者支援課長

飯塚市桜の園の公設以外の特別養護老人ホームと考えます。

○ 川上委員

すべてと競合しているんですね。どのエリアのすべてですか。

○ 高齢者支援課長

飯塚市・嘉麻市・桂川町の18箇所です。

○ 川上委員

そこに書いてありますね。市内には公営が1、民営が11、嘉麻市に民営が5、桂川町に民営が2と。だから桜の園以外はみんな民営なんですね。それで、どういうふうに競合していますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:40

再開 15:41

委員会を再開いたします。

○ 高齢者支援課長

同じ同士の業務ということの競合と考えております。

○ 川上委員

いつまでそういう答弁を続けるかなんですよ。これをじゃあ閣議決定手元にあるでしょう。課長はこの閣議決定をいつ見ましたか。

○ 高齢者支援課長

こちらの原案に示された段階で自分なりに調べました。

○ 川上委員

なぜそういう失礼なことを聞いたかという、閣議決定の下の方から1行目、問題となる公的施設括弧の中で例示があるでしょう。特別養護老人ホームというのはこの中のどこに入るんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この公的施設が括弧書きでありますけど、その他これらに順ずる施設という施設に該当すると考えております。

○ 川上委員

国はそういうことを言っていないよ。あなたが勝手に今言っただけでしょう。準ずる施設だというのを書いたのがあったら出してください。

○ 行財政改革推進室主幹

国が、準ずる施設はこういうものですよといったものはございません。

○ 川上委員

今あなたの頭の中に浮かんだだけでしょ。特別養護老人ホームというのがこの中にくられるわけじゃないじゃないですか。それでもあなた方が民間の特別養護老人ホームと桜の園が競合すると言いつ張るんだったら名前を言ってくださいよ。数字じゃなくて。

○ 高齢者支援課長

飯塚市内に第二いずみ苑、天寿園、本陣園、白龍園、かいた苑、つばき苑、太陽の郷、特養いづか、多田の里、くぬぎ苑、嘉麻市に松寿園、ひまわり園、たちばな苑、筑豊園、第二稲穂園、桂川町に明日香園、第二白藤の苑、以上です。

○ 川上委員

その今名前を挙げた民間同士が競合するくらいのベッド数じゃないんですか。少し角度を変えて伺いますけどね、その施設のうち、OBを含めた政治家、市職員OB、及び、市の付属機関の委員の関係者が経営陣に入っている施設はどの程度ありますか。

○ 高齢者支援課長

多少あるかと思いますが、申し訳ありません、把握しておりません。

○ 川上委員

そういうところと競合しているというんでしょう、わが桜の園が。どういうところと具体的にどういうふうに競合しているのか、把握しないといけないでしょう。民営化してしまわないと、民間に移譲してしまわないと競合関係が解消できないのか、改善すれば競合している姿が解消できないのか、研究できないじゃないですか。普通競合しているというドコで競合するかというと、利用者の奪い合いでしょう。どういう利用者の奪い合いがおこっているか考えたんですが、要するに入所大気状況を聞いてみたらわかりやすいと思うんです。入所待機状況はどうなっていますか。

○ 高齢者支援課長

平成20年3月末で自宅待機者が251名、すでに施設等入所してある方で372名、合計623名となっております。

○ 川上委員

今この中にはダブって待機されている方もおられるでしょう。あえて623名としますね。どうやって競合するんですか。永尾部長、競合のしようがないでしょう。しかも深刻なのは、自宅で待機されている方ですよ。251名。一刻も早く希望を聞かないといけない。しかも施設等に入っている方々も今国の療養型ベッド廃止強行の流れの中で、372人も施設を追い出される寸前じゃないですか。だから、施設がいくらあっても足りない状況なんですよ。こういふときにあなた方は民間の特別養護老人ホームと桜の園30床が競合しているって言い張るわけですよ。やっぱり競合していますか。この数字を見てどう思われますか。

○ 高齢者支援課長

競合という観点だけではなく、介護保険制度改正後、特別養護老人ホームの運営は社会福祉法人等の民間事業者がその役割を担っており、多様なニーズへの柔軟な対応と効率的なサービスを展開しておられます。このようなことから、行政が引き続き運営を行っていくより民間に移譲することにより入所者へのサービスの向上につながると考えております。

○ 川上委員

あなた方は運営してないでしょうも。運営しているのは社会福祉協議会でしょう・あんたが他が決めているのは、7,500万円にのぼる基金を溜め込むほど高い使用料ですよ。だからあなた方は適当なことを言うけど、結局、市民が合併前から筑穂の方々が税金を投入して作り上げた施設を一部の民間の方に売り渡そうとしているわけですよ。自分がほしいというふうに言われている方が誰かおられるんですか。

○ 高齢者支援課長

8月の委員会でも答弁しましたとおり、そのような方はおられません。

○ 川上委員

じゃあ撤回したらいいじゃないですか。あなた方は、高齢者福祉を充実、国はいろいろ悪政をするからそれに待ったをかけてがんばる係ですよ。あなた方は国が言ってもいないようなことを盾にして特別養護老人ホーム切り捨てようなんていうのはとんでもないと思いますよ。市長、こんなひどい話あると思いますか。どう思いますか。

○ 高齢者支援課長

切り捨てるというようなものではございません。合併前の町では筑穂桜の園をはじめ高齢者生活福祉センター、老人福祉センター、保健センターを運営するにあたって、行政・社会福祉協議会・地域等が一体化し、地域住民と協働で福祉のまちづくりを展開されていたと聞き及んでいます。この頃から既に民でできることは民で特に地域福祉の推進については、社会福祉協議会でできることは社会福祉協議会で事業展開を考えてきた経緯もあり、行政として支援できることは協議調整を図りながら社会福祉協議会を主体に地域福祉サービスの展開を行ってきたと聞き及んでおります。

○ 川上委員

絶対に認められません。筑穂高齢者福祉センターについてもこの閣議決定をふまえてというふうになっているわけです。112ページ、この高齢者生活福祉センターがどの民間の施設と競合しているんですか。

○ 高齢者支援課長

筑穂にあるデイサービスセンターかと考えます。

○ 川上委員

考えますじゃダメなんですよ。競合している実態はどうですか。苦情が来ましたか。飯塚市

がこういう筑穂高齢者生活福祉センターがやっているから民を圧迫していると、やめてくれという電話が、苦情がありましたか。どうですか。

○ 高齢者支援課長

そのような苦情等はありません。

○ 川上委員

あるわけないでしょう。デイサービスも足りないだから。

穎田の高齢者福祉センター、114ページです。これは平成19年度は9,162人が、お風呂を利用されています。利用状況について、利用者の方々からお風呂の湯加減どうですかとか、使いやすいですかとか聞いたことがありますか。

○ 高齢者支援課長

指定管理者である社会福祉協議会のほうにアンケート等の依頼を実施いたしております。

○ 川上委員

毎日40人くらいお風呂に行かれていますか。自宅にお風呂はある方がおられるかもしれない。しかし基本的にこのお風呂を使ってある方々ですね。お風呂がない方もおられるでしょう。そういうことが、わかっているやめるということなんですね。実態も聞かないですね。紙でアンケートを社協を通じて見せましたと。廃止にしてくださいという声はなかったでしょう、利用者からは。これについてもひどい話ですよ。それからさらに116ページ、筑穂老人福祉センターですね。全体の利用者が約7,000人、6,910人ですが、お風呂が使ってある方が1,925人、約2,000人おられるんですね。率にすると20名、30名くらいになりましょうか。穎田と同じような利用状況実態だと思うんですね。あなた方は116ページの舌から行目にこう書いているでしょう。浴場については民間等に同種の施設があり、行政として引き続き浴場を運営する必要性が薄いところに云々と。ここに少し民間との競合の発想があるわけですね。この方たちは廃止されると、お風呂はどこに入ったらいいんですか。庄内の温泉センターとか今大体下駄履きで来れるくらいのところでしょう。庄内とかに行きにくいですね。伊川の里にも行きにくいですよ。そういう一人ひとりのご高齢の方の顔とか思い浮かべながらこういう方針を出したんですか。どうですか。

○ 高齢者支援課長

現在の施設の利用者の方は確かに自宅から近いということもありましょうが、筑穂老人福祉センターは建設から29年、穎田高齢者福祉センターは18年と相当な年数が経過しております。ボイラー本体が故障しますと約800万円からの修繕料が必要になってきますし、毎年老朽化に伴う修繕料が必要となってくることからの理由です。

○ 川上委員

それで飯塚市よりもはるかに比べようにならないくらい体力のない、いつなくなるかわからない飯塚市社会福祉協議会にこの施設を全部受け持ってくれという提案をしたんですね。違いますか。

○ 高齢者支援課長

まだ提案ではございません。素案の段階でこういう方向で考えているというお話を下まで出させていただきます。

○ 川上委員

素案を出したわけでしょう。言ったも同じですよ。飯塚市が一般会計規模530億円の2,600万円出さないからといって投げ出す責任放棄しようとしている施設を社会福祉協議会が受け取れるはずないでしょう。永尾部長、今までのやり取り、直接あなたが責任を持っているわけですね。どういうふうに思われますか。この閣議決定を引っ張ってきての展開。それから民間施設の実態もふまえていない。それからましてや一番重要な利用者の顔も見えていない、声も聞いていない。社協ともまともに話しをしていない。こういうものを出してきて、一度撤回

して検討しなおすべきじゃないですか。とりわけ特別養護老人ホームだとかが大変なことですよ。部長、答弁を求めます。

○ 高齢者支援課長

穎田高齢者福祉センターにあたりましては地域コミュニティ団体等への貸与、筑穂老人福祉センターは平成26年度末で用途廃止で社会福祉協議会への移譲ではございません。

○ 川上委員

永尾部長、どう思われますか。私質疑と答弁を聞いていて。あなたが大体答弁すべきなんですよ。

○ 保健福祉部長

ただいま課長からるる答弁いたしましたように、桜の園につきましては最終的には社協のほうにお願いしたいということでこの件につきましては地元の自治会長の代表さんからもお願いの要望書が出ております。いまからそのことについては社協のほうと十分競技していきたいと思っております。また、各高齢者の福祉センターそれぞれに浴場がありますけれども、やはり近辺の民間の浴場と比べますといまの浴場に対する多様なニーズ、こういったものに対応できていないということで、利用者も減っているかと思えますけれども、その辺につきましてはやはり一つは大きく行革の視点がございまして、私共のそれに添った形の中で考えていかざるを得ないと思っておりますし、また後のフォローといえますか、そういったものにつきましてなんとか、コミュニティバス、そこら辺のところを活用したなかでご利用していただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

この中で一番暖かくないといけない部長が一番冷たい答弁をされたんですね。大変なことですね。この質問は終わります。

○ 委員長

次に移ります。120ページの保健福祉総合施設について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

120ページですね。保健福祉総合施設は穂波と筑穂と庄内とあります。ここに書いてあるとおり穂波はトキワビルが指定管理者で、筑穂は社協、庄内ハーモニーは直営となっています。それで、お風呂なんですよ。浴場。ここの穂波と庄内に浴場があるんですね。この浴場はどういうことになりますか。この素案だと。

○ 社会・障がい者福祉課長

本実施計画の素案の中におきまして、浴場につきましては考慮すべき事項において時間の短縮・廃止等について検討を行う必要があるといたしておりますが、これは本計画の基本となっております見直しに関する基本方針において先ほどもお話がありましたそう無償からの要請を受け、民間と競合する公的施設の改革に準じた地方公共団体の措置に基づくもので、国の指針に基づき廃止・民営化・民間移譲等の視点からの整理検証する必要があるとしたものでございます。ただし、穂波総合福祉センターなど保健福祉増進施設等につきましては、市民の方が比較的利用しやすい料金設定において浴場を含めまして運動室、研修室、学習室、調理室など、各施設が健康増進を図る上で総合的かつ相乗的な機能を有しておりますので、また市民の健康福祉を図る中核的な施設としての役割もございまして、この点を十分にふまえて利用者の方、市民の方のご意見を聞きながら検討したいといたしております。

○ 川上委員

123ページの④の5行目に廃止という言葉があるんですよ。その理由は、先に多額の財政支出を伴っておりというのが書いてあります。続いて出てくるのが閣議決定なんですよ。それは多額の財政支出を伴っておると思います。それで、問題はですね、民間と競合しておるところなんですよ。ドコの民間と競合していると思われますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

準民間となりますと、嘉徳の湯、伊川温泉センター、閉鎖になっております健康ランドあたりを考えております。

○ 川上委員

という分析をされたということは、穂波と庄内の利用者がどこからお見えかを調査されておるんですね。そこに行かなければ必ず今言われたところに行く方々なんですね。それを競合というんでしょう、どうですか、調べているんですね。

○ 社会・障がい者福祉課長

実際にどこの地区からお見えになっているかというのは具体的には調べておりません。多田基本的には近くの方が利用されておると考えております。

○ 川上委員

そうですね。大体近くの方が利用するんですね。お風呂ですから。風邪ひくじゃないですか。だから、競合してないんですよ。車で旅行して温泉に行くのとは違いますからね。競合してないんですよ。なのに調べてもない。なのに、それが理由で廃止という文言が入ってくるんですね。どういうことでしょうか。永尾部長、このところはどういう検討をされましたか。

○ 社会・障がい者福祉課長

先ほども答弁いたしましたけど、本計画の基本となっております基本方針におきまして、民間と競合する公的施設の改革に準じた措置に基づき検討するもので、その中でそういう廃止とか時間短縮等も視野に入れた中で検討する必要があることといたしておるものであります。

○ 川上委員

検討するといえばどんなことを書いてもいいかということ、検討する前提がこれですからね。検討する前提がおかしいんだから、検討はやめなきゃならないということになると思うんです。先ほどから高齢者福祉5施設、それから保健福祉総合施設3施設、直接ここに書いてないものもありますけれども、国の閣議決定を理由にしたり、わずかとはいいませんが、がんばればカバーできる財政出動を口実にバツサリじゃないですか。一つ一つ真剣に検討したあとがないですよ。だからこれは一言で言えば行政自身が福祉を破壊しているといわれても言い訳しにくいでしょう。これらの関係で言うと前提条件が市民の願いだとか基本手金ところで矛盾しているんだから、いったん足を止めて撤回するべきだと思います。この質問を終わります。

○ 委員長

関連ですか。江口委員。

○ 江口委員

筑穂の保健福祉総合センターについてなんですが、ここ療育機能がありましたよね。その部分に関してはどのようになりますでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

筑穂の保健福祉総合センターにつきましては、旧筑穂町の福祉総合エリア建設構想に基づき、高齢者・障がい者・障がい児への介護サービス、総合的な保険福祉サービスの提供を目的に平成10年に開設されたものですが、当初、財団法人のサンビレッジ茜のほうに福祉部門を設け業務を委託しその後社会福祉協議会が引き続き業務を引き継ぎ、平成18年3月から平成26年度末まで指定管理者として管理を行うこととなっております。このようなことから、指定管理期間満了後につきましても現在の施設の形状、形態、機能を変更しないことを原則として社会福祉協議会のほうへ無償で貸与し、自主的な運営による筑穂地区の訪問介護や通所介護、その他福祉サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○ 江口委員

旧飯塚を含めこのエリアはずっと療育センターが欲しいということを件にも要望してきたわけですよね。その機能の一つがここで実現されているわけですよね。この部分を移譲してしま

って、無償貸与してしまっていて、社協にやっていただきたいというわけですね。やれるとお思いでしょか。どうですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

現在も指定管理事業の中で障がい児に対する療育関連の事業をやっておりますので、十分とは必ずしもいえないと思いますが、引き続き社協のほうで実施してもらいたいと考えております。

○ 江口委員

前の他の施設のときでも申し上げましたが、無償貸与としてそれが確実になされるかどうか、これは本当に大丈夫かどうかというのは、非常に不安があるわけです。これが公的サービスとして必要だから指定管理として直営もしくは指定管理者でやるわけですね。これを社会福祉協議会、お願いをする、お願いされた方は最初、「がんばりましょう」と言うかもしれません。ところが、その他にも含めて経営実態の中では他の部門でこけるかもしれない。そうしたときにこれをきちんとやれるだけの体力があるか。見直しにあたっての考慮すべき事項の2のほうに当初の施設設置目的に沿った事業展開を継続して行うためには、経営努力しても赤字が見込まれる、不採算部門もあることから、一定の必要な経費を助成する仕組みについても検討することが必要である。特に、この療育の方についてはまさにこうなんですよ。黒字になることはないんですよ。となると、その事業をきちんと行政としてこのエリアで確保するためには、確実な補助金を確保するか、市がこれについて、これこれこれだけを出しますので、という形で合意ができるかもしくは直営もしくは指定管理者、どれかしてやるしかないわけです。これは確保できていますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

今質問者が言われましたとおり、現在の施設の形態、機能等引き続き継続する中で社会福祉協議会に無償で貸与するというので今後協議を進めてまいりたいと考えておりますが、その中で当然経費の問題も出てまいります。そういうものを含めてどの程度の支援が必要になるかというのを含めて協議してまいりたいと考えております。

○ 江口委員

私はこれが無償貸与の中に実現できるとは、これは無理だと考えております。実施計画の策定に関しましては、そこの費用面、これが安心して継続して移譲して2年、3年やれるわけではなくて、継続してやれるように、そういうことも含めてきちんとつめた上で計画を提出していただきたいをお願いをしておきます。

○ 委員長

サンアビリティーズイイヅカについて川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

サンアビリティーズは、一つだけ聞いておきたいと思います。124ページの見出しの方向の下から2行目からですね。なお、老朽化等にともない建替え等の必要性が生じたは、代替または複合化等が可能な施設にて検討を行うというふうに書いてあります。その時期がいつになるのかということと、その場合に可能な施設というのは、どういった施設をイメージされておるか、その点についてお伺いします。

○ 社会障がい者福祉課長

現在のサンアビリティーズの施設につきましては、昭和58年の4月に建設され、既に25年程度が経過いたしておりますので、施設の老朽化がある程度進んでまいっております。いつになるかと申しますと、現在のところそれは決めておりませんが、今回の見直しの案の中でいろいろ施設が廃止されるのを見た中で、代替施設としてうちのほうで考えておりますので、今現在あります施設の運動室とか研修室、会議室、それから音楽室、調理室、プール、その他多目的室などが必要と考えられますことから、候補としては学校関係の施設が望めるんじゃない

かという期待はいたしておりますが、出てきた段階で、個々に検討したいと考えております。

○ 委員長

次に、126ページ穂波ふれあい会館について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

穂波ふれあい会館は、穂波支所の道を挟んで向い側にあるんですね。聞いたところでは、建設費用が約1億6,000万程度と聞いております。それで、これを現在の指定管理者である社会福祉協議会に建物を無償譲渡したいと、土地は無償貸与したいと、この協議を平成21年度末までに行って決定するという事になってますね。こういう方向を進む理由を教えてください。

○ 社会障がい者福祉課長

穂波のふれあい会館につきましては、地域住民の交流及び福祉の向上を目的に旧穂波町が、庁舎建替えとあわせまして平成6年の12月に開設をいたしております。また、施設の管理につきましては、開設当初から社会福祉協議会が業務の委託を受け、平成18年4月からは指定管理者として、施設の管理運営を行っております。現状といたしましては、ボランティア団体等が学習、研修の場として貸館業務において利用されておりますが、その主な利用状況といたしましては、旧穂波町からの経緯等もあり、地域福祉向上を目的とした社会福祉協議会の心配事相談事業や在宅介護支援事業、またはホームヘルプサービス事業などを指定管理者に自主事業で実施されております。このような経緯もございまして、今後の施設のあり方について穂波地区の社協自体の拠点施設として、今の施設のあり方を継続する中で譲渡したいというように考えております。

○ 川上委員

ちょっと分かりにくかったですね。ようするに、社協が飯塚市にこの施設を無償譲渡してもらいたいと、自分のところで自由にやりたいということで申し出か何かあったんですか。

○ 社会障がい者福祉課長

社会福祉協議会の方から、今回の案について申し出等は一切あっておりません。

○ 川上委員

では、これを考える際の観点は、住民サービスの向上という観点と、経費節減ですからね、住民サービスの向上はあまり関係がなさそうですね、今の観点から言えば、そうすると経費の削減ということですね。経費削減で社協に押し付けると、これによっていくら浮くんですか。

○ 社会障がい者福祉課長

現在、施設の指定管理料といたしましては、直接経費として年間3,351,000円を要しております。また、その主なものにつきましては、夕方5時から閉館とする10時までの間に貸館業務における人件費約2,000,000円となっております。また、近くに穂波公民館等もありますことから、施設利用者のご協力をいただきまして、公民館等を利用することにより、そのへんの経費節減を図ってまいりたいというのが、一つの狙いでありまして。

○ 川上委員

そうすると社協は、指定管理料を3,350,000円もらえなくなると、維持管理費を自分で出さないといけないということになるんですね。そういうことですかね。

○ 社会障がい者福祉課長

社協の負担につきましては、今指定管理料3,351,000円入ってきてるうち、夜間の分の2,000,000円が穂波公民館を利用されることにより軽減された場合は、1,300,000円程度が実質的な負担になってくるのではないかと考えております。

○ 川上委員

社協にそういう負担を押し付けて平気というのがよく分からないんですね。市が何かを削減することで、誰にも迷惑がかからないというのであれば、市の財政出動が減るだけというんだったら話もわかりますけど、利用者が穂波の公民館でカバー出来るのであればですよ、今の

話だと俺の荷物を受け取ってくれというのを大きい方が小さい方に言うというだけの話ですね。という行革の具体化になっていくわけですね、齊藤市長の行革方針は、辿ればここにしか行き着かないわけですよ。国の方にも行き着きますけど。担当課は大変ですね。ここまでやってあれですからね。鯉田工業団地ですからね。

○ 委員長

次に、忠隈住民センターについて、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

忠隈住民センターでございますけど、ここに書いてありますとおいろいろないきさつがあるを書いてありますけど、忠隈住民センターはやはり元々が忠隈炭鉱のど真ん中にあるということで、基本的にここには忠隈炭鉱社員の大浴場があったわけでございます。そういうことで、周辺は社宅が沢山並んでおりますが、そういう社宅にはお風呂がなかったと、ここでお風呂を使うというかたちになっておったわけです。現在まで炭鉱が無くなりまして、町が住民センターとしてやり変えたという状況になってきて現在に至っておるわけですが、そういうことで具体的に風呂を利用される方で、また社宅でお風呂がないという状況をどのようにして分かっていられるか、そこのへんについてお知らせください。

○ 社会障がい者福祉課長

忠隈住民センターにつきましては、今質問者が言われましたとおり、旧忠隈炭鉱が所有する共同浴場を旧穂波町が引き継ぎ、共同浴場を併設する住民センターとして平成元年に開設いたしております。現在の利用状況といたしましては、地元の方、特に高齢者の方を中心に将棋などの交流の場として利用されており、また浴場につきましては、炭住の共同浴場としての経緯もございまして、隣接地域にお住いの内風呂の無い方などが主に利用しております。しかしながら、その管理運営につきましては、本年度から指定管理者制度を導入し、経費節減に努めておりますが、管理費に伴う人件費や浴場の燃料費などに年間約1千万以上の経費がかかっておりますので、何とか地元で管理が行えないか等につきまして協議を行いたいと考えております。また、浴場につきましては設備の老朽化や燃料費等の問題もございまして、これまでの経緯を踏まえた中で民間施設の他の利用に対する助成制度などを含めまして、利用者の方と協議を行いながら、解決策について検討してまいりたいと考えております。それから、現在お風呂を利用している方にアンケート調査を実施いたしましたが、お風呂の利用についての理由につきましては、内風呂が無い方が約4割程度、それから内風呂よりも広いからという方が4割、料金が安いからというのが2割弱の方がいらっしゃいます。こういう状況を踏まえまして、今後地元と協議を行いながら、いい解決策を検討してまいりたいと考えております。

○ 八児委員

お風呂の無い方が、4割以上おられるということでございますので、しっかりとこれについては存続やいろんなかたちを考えていただくようお願いいたします。

○ 委員長

次に、同じく忠隈住民センターについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

ここで、地元という言葉が出ますね。地元というのは、どういう方々のことですか。

○ 社会障がい者福祉課長

広くは穂波地区になると思いますが、実際に風呂を利用されている方を調査いたしますと、隣接の7自治会の方が対象となっておりますので、主にその自治会を中心に協議をさせていただきたく思っております。

○ 川上委員

そうすると、受け皿としては7自治会の方で何かを作って運動事業をやるということになるわけですか。

○ 社会障がい者福祉課長

お風呂も含めて実施していかなければ幸いかと思いますが、当然財源の問題もありますので、そのへんにつきましては実際に協議を行う中で検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

シルバー人材センターには、この話はしたんですね。それで、シルバー人材センターがもう出来ない、経営的に無理だということで断ってきたんですね。

○ 社会障がい者福祉課長

現在、指定管理者がシルバー人材センターとなっておりますけど、シルバー人材センターの方から、そういう申し出はあっておりません。

○ 川上委員

あなた方のほうから、シルバー人材センターにやってくれないかという相談をして、シルバーの方が断ったのではないかと聞いたんです。

○ 社会障がい者福祉課長

存続について、シルバー人材センター方をお願いしたということはありません。

○ 川上委員

どうしてそう思ったかと言うと、社会福祉協議会の場合は、あなた方は先ず現指定管理者ということで、社協やっていただけませんかという相談をするんでしょう。社協が出来ない場合は、廃止とか民間にやったりとかという順を踏んでるじゃないですか。この場合は、直接地元と言ってますでしょう。だから、シルバーに相談したんじゃないかと思ったんです。シルバーに相談するという考え方は、検討はされましたか。

○ 社会障がい者福祉課長

シルバーについては、結論から言いますと一切お話や相談はいたしておりません。現在、今の施設のあり方について1千万円ほどの経費がかかっている現状から、シルバーが受けるとしても、やはりその程度の経費が必要になってくるものと考えておりますし、今の施設を長く維持するために、何らかの良い方法で、経費のかからない方法で地元の方と、また利用者の方と協議をしながら、検討をして解決策を探りたいという気持もございますので、先ず地元の方へご相談したいと考えております。

○ 川上委員

シルバー人材センターには、補助金も少なからず出しているじゃないですか。そういう状況の中で、シルバーに一切相談しないと言うのはどういうことでしょうか。だから、市が自分の責任をいきなり住民の皆さんに投げ出したというかたちだけが残るんですね。シルバーよりも、もっと組織的には弱いわけでしょう、自治会は、経営とかしたことが無いでしょうから。あなた方は、シルバーでも出来ないだろうと思うような仕事を高齢者をおそらくは中心とした自治会にどうですかという話をしようとしてるんですよ。だから、お風呂は希望するけど、受けきれないというのがかなり可能性としては高いでしょう。それを来年度いっぱい結論を出すと言うんですね。再度検討するんじゃないんですよ。決定すると書いてあるでしょう。だから、これは書いてないけど、もう廃止するということを書いてるに等しいでしょう。住民の方は、大変に不安に思っているんですよ。高齢の方は、介護保険料から後期高齢者医療制度保険料からじゃんじゃん天引して、来年の10月からあなた方が住民税も天引すると言うんでしょう。だから、大変な不安ですよ。さっきからずっと言ってるじゃないですか。風呂と名前の付くところは、ことごとく栓を抜いていっているでしょう。これは大変なことですよ。これもいっぺん止めてください。住民と協議をする前に、行政の内部で努力することがあると思うんですよ。それをしてください。これを是非お願いします。

○ 委員長

次に、130ページ保健センターについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

130ページ保健センターです。穂波保健センターを拠点とするということになってます。職員の方々は、来年度から集約するということですが、穂波の保健センターは、空間的にスペースは、十分余裕があるんでしょうか。

○ 健康増進課長

現在の保健センターにつきましては、余裕はございません。それで、これにも書いておりますけど、穂波庁舎内に、すぐ近くに確保して、そこに職員を常駐させたいと考えております。

○ 川上委員

西側の別館のようになっておるところですね。

○ 健康増進課長

まだ確定はしておりませんが、庁舎内に確保させていただきたいと考えております。

○ 川上委員

穂波保健センターを拠点とすると書いているんだから、そこしかないでしょう。課長は、行ったことがあるんでしょう。それでは、地域に身近な保健士活動の体制はどういうふうにして確保するのか、職員を集約した後にですね、お尋ねします。

○ 健康増進課長

現在、各種教室とか検診事業につきましては、穂波の保健センターまた庄内のハーモニーをはじめといたしまして、各地区の福祉施設、公民館等で事業を行っております。職員を集約いたしましても、各地域に出向いて事業を実施したいと考えておりますので、変化はないと考えております。

○ 川上委員

トレーニング室は、平成22年度以降は飯塚第1体育館ということになってます。トレーニングに来るくらい元気な方は、あそこと、体育館とあまりかわらないではないかという感覚でしょうか。

○ 健康増進課長

保健センターは、西町にございまして、体育館につきましてもそうかわらない距離にございますので、遠くに離れるということではないので、こちらにさせていただきたいと考えております。

○ 川上委員

車の出入りが多少危険が増すかなと思うところもあります。それから、移転後の現在の飯塚保健センターの空きスペース、新たに生じる空きスペースなんですけれども、これについてはここに書いてありますけど、市としてはどういふかたちが一番望ましいと考えておられるのでしょうか。

○ 健康増進課長

空きスペースにつきましては、今後は医師会をはじめいろいろな方々でご相談させていただきたいと考えております。

○ 川上委員

医師会が希望しない場合は、関係団体等の意見を聞くと書いてありますね。医師会が希望しない場合の関係団体というのは、どういう団体を想定されていますか。

○ 健康増進課長

細かくは今のところ想定はしておりませんが、医師会の中に入るかもしれませんが、検査士センターとかそういったところとまた相談させていただきたいと考えております。

○ 川上委員

医療、福祉に関わりのない一般の団体も考えておられるのではないかと思いますので、聞いているんです、どうですか。

○ 健康増進課長

今のところ、想定はいたしておりません。

○ 委員長

次に、飯塚市立病院、飯塚休日夜間急患センターについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

市立病院についてです。市立病院は、私が現段階で三つの緊急課題があると思っています。一つは、当然ながら医師をはじめとした医療体制の確立なんですね。これについては、私は市長には厚生労働省、それから総務省、行政としては行っていただいて、国に直接要望することもあるでしょうし、地域医療振興協会を指導してもらおうということも大事ではないかと思うんですね。地域医療振興協会に直接話すことも必要だと思います。と同時に、二点目は、施設の改善充実が必要だと思うんですね。それで、この施設の改善と充実については、課題が生じた時は、具体的にはどこに話を始めるのでしょうか。

○ 健康増進課長

先ず、地域医療振興協会等と協議をいたしまして、市立病院の管理運営協議会がございまして、そちらの方で協議のうえ原案、方針について考えていきたいと考えております。

○ 川上委員

市立病院は、今コミュニティバスのバス停はどうなっていますか。

○ 健康増進課長

コミュニティバスは、通っております。

○ 川上委員

ちょっと言葉が足りなかったですね。バスは通ってます。もっと通るようになると思います。けど、やはり体の弱い方というか、健康を害された方とか障がいのある方が、乗り降りをするところがあるわけですね。風が吹いたり、雨が降ったりということもあるでしょう。それで、どの場所にとということもあるんでしょうけど、そういった施設を要るのではないかなと思うんですね。そういう時は、どこでどういう話合いがされるのかなというふうに思ったものですから。

○ 健康増進課長

具体的には、バスの陽よけとか、そういうことになるかと思いますが、私もどこでどういうふうにお話をしたらいいかというのは、現在把握しておりませんので、調査してみたいと考えております。

○ 川上委員

それから、それは委員長が施設かと言われるかもしれませんが、二瀬地区の方から、あるいは幸袋地区の方からコミュニティバスが市立病院に向って走るような原案が出されています。現在までのところ、穂波の福祉総合センターまでなんですね。ここで、穂波のバスに乗り換えて明星寺北谷から南谷をずっと回って着くわけですよ。そうすると健康な方ならあれなんだけど、病気の方が病院に行くので、直通のバスがあったほうが良いと思うんですよ。それで、直通をつなぐとどういうことになるかと言うと、患者さんが増えるんですね。そしたらどういうことになるかと言うと、総医療費が増えると言うんですよ。市の負担すべき医療費が増えるかもしれないという人がおるわけですね。市長はどう思われますか、こういう意見については。

○ 健康増進課長

住民の利便性が増すということにつきましては、喜ばしいことだと考えております。

○ 川上委員

では、健康増進課こそコミュニティバスが患者さんの利益になるように、よくよく協議会に相談していただけないですか。直通バスをね、お願いします。それから、休日急患センター、市立病院へ移設と、移設を検討と書いてます。施設内ということが書いてあるんですよ。その施設の敷地内と書いてあります。施設内というのは、そういう余裕があるのかなと、施設的な、

これはどういう考え方でしょうか。

○ 健康増進課長

具体的にこれというふうなことではございませんけれど、今の市立病院内には使われていない建物もありますし、また今もある程度老朽化しておりますので、将来的にはそういうことも考えられるのではいかと考えております。

○ 川上委員

今、健康増進課長が言われた使われていない建物というのは、どこのことですか。

○ 健康増進課長

寮等がございます。

○ 川上委員

寮だとか医師の宿舎とかを言われたんですね。使い勝手がいいでしょうか。どうでしょうかね。今脳神経だとか、医療体制の重要なところが空いてますね。そういうところに入れようとか考えてあるんじゃないかと心配したんですよ。脳神経とかリハビリとか、もうこの程度ということで、そういう心配をするぐらい医師確保に不熱心だから、そういうことはないですね。

○ 健康増進課長

医師の確保につきましては、今年4月に移管を受けて以来いろいろな方から質問をされます。大変重要な課題でありますし、地域振興協会と協力しながら部長等も県や医局等に出向きまして、お願いにまわっておりますので、今後とも努力してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

このテーマの最後に、指定管理者制度の導入が言われております。現在の受託者と協議というふうに言われておるんですけど、現状でどういう問題があるのか、なぜ指定管理者制度でなければならないのか、分かりにくいんですよ。このところを説明してください。

○ 健康増進課長

いろいろな場合を想定して、今後検討してまいりたいと考えておりますし、指定管理者につきましてもその一つでございますので、今後いろんな方と検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

そうさっと答弁しないで、現状でどういう問題があるのかと聞いたんですよ。なぜ、指定管理でないといけないのかと、二つ聞いたんですよ。だから、一つずつ、さっき誰か言われたじゃないですか、分かり易く言ってください。

○ 健康増進課長

現在の中で、大きな問題というのはございませんが、指定管理者でございます医師会と建物等も含めまして、管理も含めまして、委託出来るということであれば、市もメリットになると考えております。ただ、医師会が受けていただけるかどうか、またこれは今後の課題だと考えております。

○ 川上委員

聞いてないんですよ、それは、現在の状態でどういう問題があるかということをお聞きしているんですよ。問題ないんでしょう。問題ないのになぜ新しい制度が必要なのかということなんです。医師会がいやだと言ったら、次にいくわけでしょう。かなり深く心配しておるわけです、どうですか。

○ 健康増進課長

休日急患センターを医師会で運営するということは、おそらく無理だろうと考えております。指定管理者制度につきましては、現在の制度として問題があるのかということですが、先ほども申しましたように、大きな問題というのはございませんが、建物等も含めまして指定管理者として運営していただけるということであれば、市としてもメリットが出るのではなか

ろうかと考えております。

○ 川上委員

そろそろ最後にしようと思うんですけど、指定管理者制度の導入ということになったらどうしますか、公募でいきますか、それとも市長が認めるものでいきますか。そこまで考えてないんでしょう。いろんな人が、いろんな心配をするわけですよ。だから、現在の状態で何ら問題が無いのに、なぜ新たに指定管理者制度を導入しようとするのかと、しかもその場合は公募になるでしょうと、地域医療振興協会がしてもいいわけでしょう、今の話だったら、麻生グループが手を挙げてもいいわけでしょう、公募なら、だから今まで何の問題も無かったということなのに、なぜ指定管理者を導入しなければいけないのかということなんですよ。私は今まで現状で何ら問題が無いのに、あえて指定管理者制度を導入をする必要はないんじゃないかと思えますので、意見として述べておきたいと思います。

○ 江口委員

今のお話なんですが、お話の中でちらっと出てたのが、休日急患センターについては、医師会でしか運営出来ないのではないかというお話がございました。これについては、間違いないでしょうか。

○ 健康増進課長

正式に申し上げれば、ただ今川上委員が申されましたように、飯塚病院、市立病院、いろんなところがございます。私が、不用意にお答え申し上げましたけど、私の頭の中で今までの経緯から申しまして医師会しかないのではないかというふうな感覚を持っておりました。

○ 江口委員

公の施設のあり方の検討をしているんですよね。不用意な発言は控えていただきたいと思っております。私はこの見直しにあたって考慮すべき事項の中で、市立病院の中への移設という分が出ております。これについて私は十分検討するに値するものだと思っております。現実、今の休日夜間急患センターは利用者数を見ていただいても、2千人弱ですよ。はっきり言って、機能してるとは言えない状況にあります。これについて、過去の一般質問等でも廃止を考えるべきではないかという意見等もございました。ただ今回、市立病院が出来ています。その中で機能強化の一策として、これを整理をするという部分につきましては、地理的な部分を考えても、もう一つ飯塚市の中で非常に大きな機能を発揮していただいている飯塚病院と距離感も広がりますよね。そうすると、市全体としても非常にメリットがある部分が出てくるんだと思っております。そういったもので私は書かれたんだろうと、それで指定管理者についても今は30年の指定管理をお願いしておりますから、その部分も十分に考えたうえで、私は市立病院の中で移設することが第一にあがってきて書かれているんだろうと思ってお話を聞いておりましたが、そうではないというかたちでした。是非、利用状況をしっかり考えたうえで、市全体の医療体制の整備のために何がいいのか、ある方は一局集中は困るという話をされます、そうではなくて複数の局がないと何かあった時に大変だという話をされます。そういったものを考えると、市立病院の中へ移設をしてという部分については、私は十分検討のうえで候補にしていきたい、これをプライオリティの高いものにしていただきたいと思っております。その点をお願いしておきます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑がないようですから、98ページから134ページまでの質疑を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 16 : 55